

# 綾瀬市立小・中学校 ICT 学習支援業務委託公募型プロポーザルに係 る評価基準書

## 1. 評価基準書の位置づけ

本評価基準書は、綾瀬市立小・中学校 ICT 学習支援業務委託の優先交渉者を選定するための、公募型プロポーザル方式での評価基準について記述したものであり「令和 8 年度綾瀬市立小中学校 ICT 学習支援業務委託公募型プロポーザル実施要領」を補うためのものである。

## 2. 業者の選定方法

業者の選定は公募型プロポーザル方式により行う。

## 3. 審査について

### (1) 書類審査の失格事項について

本プロポーザルの公募に際して 4 事業者以上の事業者から提案があった場合で、【別紙 2】評価基準詳細の項番 1～3 における合計点数が 3 位以上の順位で同点となる事業者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者から順に順位付けを行う。なお、金額も同額の場合については、【別紙 2】評価基準詳細の項番 1 の順位が最も高いものから順に順位付けを行い、4 位以降の業者を失格とする。

### (2) プレゼンテーション審査について

プレゼンテーション及び企画提案書等資料について、【別紙 2】評価基準詳細の各項目の評価基準をもとに各委員が採点した点数（各委員 100 点満点）を審査点とする。最終的に各委員の評価点を合計した点数を該当事業者総点数とし、最高点数を得たものから順位をつけるものとし、第 1 位のものを優先交渉者とする。

ただし、順位決定を行う際に同位の提案書がある場合は、審査員の投票により順位を決定する。審査員の投票でも同数の場合は、金額の安い事業者をもって順位付けを行う。また、総得点が 1 位であっても、「令和 8 年度綾瀬市立小中学校 ICT 学習支援業務委託公募型プロポーザル仕様書」を満たしていない場合や、各項目における得点が 0 点の場合は、失格となり優先交渉者としないことがある。

## 4. 評価基準及び評価項目について

## (1)評価基準について

ア. 書類審査の採点項目毎の評価基準に関しては、「【別紙 2】評価基準詳細」のとおり、各 10 点満点で評価を行う。

イ. プレゼンテーション審査の採点項目毎の評価基準は次のとおりとする。

評価基準	点数
優れている/期待できる	5 点
やや優れている/やや期待できる	4 点
どちらとも言えない	3 点
やや劣る/あまり期待できない	2 点
劣る/期待できない	1 点
要求の水準を満たしていない	0 点

## (2)評価項目について

評価項目は「【別紙 2】評価基準詳細」のとおりとする。